

控除額計算表(表)

⑩ 雑損控除

あなたやあなたと生計を一にする(日常生活の生活費などを共にしている)総所得金額等が38万円以下である配偶者その他の親族が、平成21年中に災害や盗難、横領により損害を受けた場合に記入してください。

A	損害金額(合計)	円	E	$D \times 10\%$	円
B	保険金等で補填される金額	円	F	$C - E$	円
C	差引金額(A - B)	円	G	Cのうち災害関連支出の金額	円
D	申告書⑨の金額	円	H	$G - 50,000$ 円	円

雑損控除	
FとHのいずれか多い方の金額	
円	

⑪ 医療費控除 (最高 200万円)

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、平成21年中に支払った医療費がある場合に記入してください。

A	支払った医療費	円	D	申告書⑨の金額	円
B	保険金などで補てんされる金額	円	E	$D \times 5\%$	円
C	$A - B$	円	F	10万円とEのいずれか少ない方の金額	円

医療費控除	
$C - F$	
円	

⑫ 社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、平成21年中に支払った国民年金、国保税(料)、後期高齢者医療保険料、※介護保険料、任意継続保険料、雇用保険料などがある場合に記入してください。

※(年金より天引きされている場合は年金受給者自身の控除となります。)

社会保険料控除	
円	

⑬ 小規模企業共済等掛金控除

あなたが平成21年中に小規模企業共済(旧第2種共済契約を除きます。)制度および心身障害者扶養制度に基づく掛金を支払った場合に記入してください。

小規模企業共済等掛金控除	
円	

⑭ 生命保険料控除 (最高 7万円)

あなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約または個人年金保険契約などの保険料や掛金をあなたが平成21年中に支払った場合に記入してください。

A	支払った一般の生命保険料(年間)		円	B	支払った個人年金保険料(年間)		円
C	Aの金額	控除額		D	Bの金額	控除額	
	15,000円以下	Aの金額 円			15,000円以下	Bの金額 円	
	15,001円から	$A \times 0.5 + 7,500$ 円			15,001円から	$B \times 0.5 + 7,500$ 円	
	40,000円まで	円			40,000円まで	円	
	40,001円から	$A \times 0.25 + 17,500$ 円			40,001円から	$B \times 0.25 + 17,500$ 円	
	70,000円まで	円		70,000円まで	円		
	70,001円から	一律 35,000円		70,001円から	一律 35,000円		

生命保険料控除	
$C + D$	
円	

⑮ 地震保険料控除 (最高 2万5千円)

C+D が25,000円を超えた場合控除額は、一律25,000円

あなたが住宅や家財などの生活資産の損害保険契約に係る地震等損害部分の保険料や掛金、または、※長期損害保険契約(満期返戻金等のあるもので保険期間または共済期間が10年以上の損害保険契約)に係る保険料や掛金を、平成21年中に支払った場合それぞれ記入してください。

A	支払った地震保険料(年間)		円	B	支払った旧長期損害保険料(年間)		円
C	Aの金額	控除額		D	Bの金額	控除額	
	50,000円以下	$A \times 0.5$	円		5,000円以下	Bの金額 円	
	50,001円から	一律 25,000円			5,001円から	$B \times 0.5 + 2,500$ 円	
					15,000円まで	円	
				15,001円から	一律 10,000円		

※平成18年末まで締結し、平成19年1月1日以降契約に変更のないものに限る。

地震保険料控除	
$C + D$	
円	

⑯ 寡婦控除

A	夫と死別または離婚した後、婚姻をしていない方や夫が生死不明な方で、平成21年中の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている人を除きます。)がいる方。
B	夫と死別後、婚姻をしていない方や夫が生死不明な方で、平成21年中の合計所得金額が500万円以下の方。

寡婦・特別寡婦控除	
Aの場合	300,000円
Bの場合	260,000円
円	

控除額計算表(裏)

⑯ 寡夫控除

妻と死別または離婚した後、婚姻をしていない方や妻が生死不明な方で、平成21年中の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている人を除きます。)がいる方のうち、平成21年中の合計所得金額が500万円以下である場合に控除が受けられます。

寡夫控除
260,000円

円

⑰ 勤労学生控除

あなたが学生・生徒で合計所得金額が65万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下である場合に控除が受けられます。

勤労学生控除
260,000円

円

⑱ 障害者控除

あなたやあなたの控除対象配偶者やその他の扶養親族が障害者である場合

区分	控除額	対象者
普通障害者	260,000円	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B級など
特別障害者	300,000円	身体障害者手帳1～2級、療育手帳A級など

※手帳がない場合でも控除の対象になる場合があります。

障害者控除
左図のとおり

円

⑲ 配偶者控除

あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除きます。)で、平成21年中の合計所得金額が38万円(給与所得のみの場合は収入金額103万円)以下の場合に配偶者控除が受けられます。

区分	控除額	対象者
配偶者	330,000円	昭和15年1月2日以降に生まれた配偶者
老人配偶者	380,000円	昭和15年1月1日以前に生まれた配偶者

※控除対象配偶者が同居特別障害者(特別障害者であなたと生計を一にする配偶者)の場合は上記の控除額に230,000円を加算してください。

配偶者控除
左図のとおり

円

⑳ 配偶者特別控除

あなたの合計所得(⑨欄)が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)が配偶者控除に該当しない場合、配偶者の合計所得金額に応じて下記の表のとおり控除が受けられます。

配偶者の合計所得	控除額	配偶者の合計所得	控除額
380,001円～449,999円	330,000円	600,000円～649,999円	160,000円
450,000円～499,999円	310,000円	650,000円～699,999円	110,000円
500,000円～549,999円	260,000円	700,000円～749,999円	60,000円
550,000円～599,999円	210,000円	750,000円～799,999円	30,000円

配偶者特別控除
左図のとおり

円

㉑ 扶養控除

あなたに、平成21年中の合計所得金額が38万円(給与所得のみの場合は収入金額103万円)以下の扶養親族(配偶者・事業専従者を除きます。)がいる場合に控除が受けられます。

区分	控除額	対象者
扶養親族	330,000円	下記以外の一般の扶養親族
特定扶養親族	450,000円	昭和62年1月2日から平成6年1月1日までの間に生まれた方
老人扶養親族	380,000円	昭和15年1月1日以前に生まれた方
同居老親等	450,000円	老人扶養親族のうちあなたや配偶者の父母や祖父母などで、同居を常としている人

※扶養親族が同居特別障害者(特別障害者であなたや配偶者、または生計を一にする親族と同居を常としている人)の場合は上記の控除額に230,000円を加算してください。

扶養控除
左図のとおり

円

※この控除額計算書を参考に市・県民税申告書の控除額等を記入してください。なお、計算表の番号と申告書の番号は同じです。ご不明な点等がございましたら潟上市役所税務課までご連絡ください。